

2006年11月17日(金)

COP12 及び COP/MOP2 ハイライト

2006年11月16日(木)

木曜日、COP及びCOP/MOP合同の閣僚級会合が引き続き開催され、50人以上の大臣ならびに政府代表が声明を発表した。“気候変動に対応するための長期的協力のための行動に対する対話”の第2回ワークショップも継続して行われた。また、CDMや京都議定書(9条)のレビュー、ロシア提案、ベラルーシ提案などの問題に関する非公式協議やコンタクトグループが行われた。最終的には、こうした多くの懸案事項を検討するため木曜夜に非公式な閣僚会合が行われた。

合同ハイレベルセグメント

各国の声明: 2013年以降の問題、適応、CDM、森林、資金調達などを含めた様々なトピックが検討された。

2013年以降の問題: 2013年以降の体制に関して合意することが喫緊の課題であると多くの締約国から指摘があり、主要排出国すべてが参加する体制が必要であると強調する意見や「共通だが差異ある責任」の原則が重要との意見があがった。スウェーデンと日本は、ダイアログ(対話)、9条とAWGを柱とする“3トラック方式”の協議を支持した。ブラジルは、“2トラック方式”の進展を求め、9条に必要なのは“改訂(revision)ではなくて見直し(review)”であると述べた。メキシコは、プログラムのアプローチやセクター別アプローチについて強調しつつ、“柔軟性”という文脈においては気候変動体制に参加することを検討したいという意向を表明した。インドは、附属書I締約国の主要な数カ国が京都議定書の約束を履行できていないと述べ、途上国に対する2013年以降の排出削減の約束を求める呼びかけについて“耳障りなけたたましさ”で“現実的なものとは思えぬ”と表現し、途上国の貧困緩和に向けた取組みに対する脅威だと述べた。日本は、アジア太平洋パートナーシップ(APP)のようなUNFCCCの外での定評のあるプロセスを支持した。ベラルーシは、ナイロビで同国提案の決議を可決するよう求めた。ウクライナは、“自主的な約束に関する交渉プロセスが妨害を受けている”との懸念を表明し、附属書I締

The Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> の執筆者、編集者: Suzanne Carter, Xenya Cherny Scanlon, Peter Doran, Ph.D., María Gutiérrez, Miquel Muñoz, Chris Spence. デジタル編集者: Dan Birchall. 編集長: Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. IISDレポーティングサービス責任者: Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. ENBのSustaining Donorは以下の国政府です。アメリカ合衆国政府(国務省・海洋国際環境科学局経由)、カナダ政府(CIDA経由)、英国政府(国際開発省経由)、デンマーク外務省、ドイツ政府(連邦環境省BMU、連邦開発協力省BMZ経由)、オランダ外務省、欧州委員会(DG-ENV)、イタリア環境領土省自然保護局。2006年のENBへの全体的な支援は以下の機関、国政府より提供されています。国連環境計画(UNEP)、スイス環境森林国土庁(SAEFL)、オーストラリア政府、オーストラリア連邦環境省、ニュージーランド外務貿易省、SWAN International、日本環境省(地球環境戦略研究機関IGES経由)、日本経済産業省(地球産業文化研究所GISPRI経由)。ENBのフランス語訳にあたってはInternational Organization of the Francophonie (IOF) 及びフランス外務省、スペイン語訳についてはスペイン環境省より支援が提供されています。日本語の翻訳はGISPRIが行っています。ENBに掲載される意見は執筆者のものであり、必ずしもIISDや他の支援者・支援団体の意見を反映したものではありません。ENBの抜粋・引用は、適切な学術的引用とともに、非営利の出版物にのみ可とします。ENBおよびレポーティングサービスに関するお問い合わせはIISDレポーティングサービス責任者まで <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 212 East 47th St. #21F, New York, NY 10017, USA. 2006年UNFCCCナイロビ会議のENBチーム連絡先はメールアドレス <chris@iisd.org>.

約国と非附属書I締約国が義務を引き受けることに関して妥協案が見つけれられるよう希望すると述べた。インドネシアは、2008年までにAWGで2013年以降の排出削減のための数値目標に関して合意するよう附属書I締約国に呼びかけ、インドネシアがCOP 13及びCOP/MOP 3を主催するとの申し出を発表した。

適応: 多くの途上国が適応問題について主張を述べた。トルコは、海面上昇への適応策のコストが同国GDPの約6%になると推定されると指摘した。ザンビアは、様々な適応措置の一貫性を担保するために提案されている適応専門委員会についてSBIの下で行うことを提案した。ブルンジとブータンは、特に後発発展途上国（LDCs）に対する適応基金の衡平なる配分を求めた。

CDM: 多くのアフリカ諸国からCDMプロジェクトのシェアに“がっかり”すると嘆き、キャパシティビルディングや技術移転を要請するとともに、ナイロビでの枠組み（the Nairobi Framework）を歓迎した。スペインは、途上国のCDMへのアクセスを強化することを目指した国連開発計画（UNDP）と国連環境計画（UNEP）によるイニシアティブに200万ユーロを拠出すると宣言した。ウガンダは、アフリカ初のエコシティの整備について述べ、そうしたイニシアティブへの資金供給を訴えた。アイスランドは、アフリカには再生可能エネルギーのポテンシャルがあると強調した。リビアは、CCSをCDMに含めるよう要請した。ネパールは、小規模バイオマスとコミュニティの森林CDMプロジェクトについて強調した。

森林: 気候変動への取組みに対する森林の貢献と森林減少に対する積極的なインセンティブについて数カ国の代表が強調した。タンザニアは、森林の環境サービスを評価するよう求めた。コスタリカは、森林伐採防止のための活動には財政補償を受ける資格をもたせるべきだと述べた。ボリビアは、真の天然資源の守護者としての先住民のコミュニティについて注目を喚起した。

資金問題: 資金メカニズムについては、ニウエが地球環境ファシリティ（GEF）信託基金を活用するための枠組み改善を求めた。フィリピンは、GEFをもっと途上国のニーズに対応させるべきだと述べ、気候の諸基金の運用で厳しい融資条件を設定することに反対を唱えた。ガーナは、技術移転に関する多国間の基金が必要だと主張した。ドミニカ共和国は、個人・企業向けの炭素税に関するスイス提案を支持した。

アラブ首長国連邦（UAE）は、対応策の悪影響について取り組むよう求めた。マレーシア、エジプトなどは技術移転に関して進展がないと失望感をあらわした。

閣僚級会合のウェブキャストは下記のURLにて提供予定。

http://unfccc.int/meetings/cop_12/webcast/items/3882.php

UNFCCC DIALOGUE (対話)

持続可能な開発目標の推進: 締約国は水曜からの討議を継続した。南アフリカは、排出量を削減しつつ貧困者の生活水準を改善する住宅プロジェクトの省エネ建築技術を例にとりながら、持続可能な発展政策と気候変動への対応策を通じた共同便益を実現するための方策について概要を説明した。また、気候行動を支援する革新的な

資金調達メカニズムの必要性を強調した。韓国は、UNFCCCの目標(2条)には増加している生態系への悪影響への対応も含まれていることを再確認させた。インドは、自国の人口1人あたりの排出量の低さは低排出型の炭素経路のおかげだとしながら、持続可能な消費と生産、技術移転およびキャパシティビルディングの重要性を強調した。米国は、気候変動の問題を単に発展と貧困撲滅のための課題として捉えるのではなく、エネルギーや食料の安全保障、大気汚染などを含めた幅広いアジェンダとして位置づけるべきだと述べた。日本は、技術移転を促進するための国内対策の役割について強調した。オーストラリアは様々な活動を可能にする環境(enabling environments)について強調した。気候関連の資金の流れについて事務局が分析を行うようCOPに要請するということで締約国が合意した。

市場ベースの機会に係る全ての可能性の実現へ: フランス電力公社(EDF)が、市場のアプローチはその他の政策や措置と並行して均衡のとれた形で明確化すべきだと述べ、EU排出量取引制度(EU-ETS)についてはより長期的なコミットメントが必要であると指摘した。南アフリカ国営電力のESKOMは、アフリカでの電化が必要とされると強調し、いかに電化が経済成長を下支えするものか説明するとともに、革新的な市場の取り込みが必要であると述べた。

欧州連合(EU)は、特にCDMの需要側の促進要因について述べ、新たなEU基金— グローバル・エネルギー効率化・再生可能エネルギー基金(GEEREF)— が1億ユーロ相当の資金を集めると見込まれることや、EU全体ではおそらく京都目標を上回る排出削減を達成すると予想されること、EU排出量取引制度(EU-ETS)はそうした数値目標を半分のコストで実現させられるとし、EU-ETSとその他の様々なキャップ&トレード制度との連携などについて説明した。日本は、市場メカニズムはその他の様々な取組みと同時に実施すべきであるとし、各国のエネルギー効率水準と国別の排出キャップをリンクさせるよう求めた。気候行動ネットワーク(CAN)は、炭素市場の投資家は持続可能な発展に貢献すべきだと述べた。オランダは、“Make markets work for climate”と題して最近オランダ国内で開催したワークショップについて強調した。オーストリアは、いかにして市場メカニズムを活用して交通部門の排出対策が行えるのか質問した。スペインは、衡平性や柔軟性のアプローチ、セクター別CDM等をベースとした幅広い参加について主張した。ドイツは、2013年以降の炭素価格について明確なシグナルが欠如していると指摘し、投資を確保するためにもより長期にわたる価格シグナルが必要だと述べた。

その他のプロセスとイニシアティブ: Pew CenterのElliot Diringerは、米国ボカンティコで開催された気候対話の主要な成果について概要を説明した。UNFCCCの柔軟なフレームワークを介した主要経済圏の関与や、より野心的な数値目標を実現するための統合的なアプローチ、政治的なコンセンサス形成を目的としたUNFCCC外の非公式な対話などが支持されたと伝えた。質疑応答の中で、このボカンティコ・ダイアログでは炭素価格の設定につながるような他の様々なアプローチと補完しながら排出目標を継続する必要があるとの見方で意見が一致したと補足説明した。また、既存の技術の動員や長期的な技術開発のために異なる政策が必要であると強調した。

大気保全政策センター (CCAP: Center for Clean Air Policy) のNed Helmeは、2013年以降に温室効果ガスを削減するためのインセンティブとなる、エネルギー原単位のベンチマークを使ったセクター別アプローチについて紹介し、主要国の主要セクターを対象に自主的な排出削減目標を設定させ、目標値を上回って達成した場合には正味の排出削減量の売却を認めるシステムを説明した。また、中国、ブラジル、インドが必ずしもCDMの枠組みを介さず、ほとんどユニラテラルな形で著しい排出削減を行っていることを示す国内措置の研究があると説明し、こうした取組みが2010年までに欧州域内のEUの活動の約4割に相当するものになると述べた。

各国の対応策と国際的な対応策の整備継続: “気候変動に効果的かつ適切な国内対策および国際的な対策を整備していくための具体的な行動”に関する意見交換が行われた。米国は、インセンティブや自主的な製品ラベル、税制優遇や対外的な企業イメージを高めるための自主的な企業の取組みなど、その他のメカニズムの概要について説明した。フランスは、クリーンなエネルギーと将来の削減目標を達成するための適切な技術選択が必要だと提唱した。さらに、今回のワークショップに間に合うように排出トレンドに関する詳細な分析を行うよう求めた。英国は、附属書I締約国と非附属書I締約国とを“白黒”つけて区別することから脱却し、ポカンティコ・ダイアログの概要にあるような“中間色のグレーの階調”をつくる必要があると指摘し、将来枠組みにおける民間部門や政府、パブリックファイナンスの役割をさらに模索するためのワークショップ開催を提案した。

組織事項: 事務局は、SB 26でIPCCの3つの作業部会の報告書に関する概要報告やCOP 13でのAR4統合報告書の発表などを含めたIPCCのAR4に関する今後のスケジュールについて説明した。米国は、SB 26とCSD-15との間で日程が重複が見られると指摘した。

ワークショップ閉会: 共同ファシリテータのHoward Bamseyは、ダイアログの下での次回ワークショップでは適応と脆弱性の問題に焦点をあてる予定だと述べ、午後5時25分に閉会宣言を行った。

コンタクトグループと非公式協議

CDM: コンタクトグループでは、序文、全般的な問題、ガバナンスのセクション、方法論、地域分布とキャパシティビルディング、CDMの作業のためのリソースから成るCOP/MOP 2の改訂版の決定書草案について討議された。ガバナンスとCDM理事会(CDM EB)については、決定書の公開に向けた理論的根拠を示す部分で改善を言及するというG-77/中国提案にEUが同意した。地域分布とキャパシティビルディングについては、懸案事項の討議を閣僚協議にまわすことになった。その後、EUは、特に後発発展途上国 (LDCs)やアフリカ、小島嶼後発途上国 (SIDs) におけるプロジェクト開発のための資金援助を含めた附属書I締約国のさらなるイニシアティブの奨励を目的としたアフリカグループの提案を受け入れた。つづいて、EUは、A/R プロジェクト向けの土地の的確性に関するCDM EBの付属書について言及したパラグラフについて保留していたがこれを取り下げたため、テキスト文言がコンタクトグループで合意された。

京都議定書 9条: 京都議定書の見直しについて終日の協議が行われ、夕方からは閣僚会合でも取り上げられ



た。木曜午前にTudela Abad議長がテキスト案を紹介したが、テキストに関してはその後進展が見られたものの、見直しは非附属書I 締約国の約束にはつながらないということを規定する“信頼条項”や2年から5年まで様々な提案があがった次期見直しの日程などの問題を含め、様々な点で意見の相違が残った。午前零時の時点ではテキストは括弧書き部分が残った状態だったと伝えられている。

吹き抜けの廊下にて

京都議定書9条とベラルーシ提案、ロシア提案などの主要な未決事項での一部決着をめざし、木曜夜の緊急セッションに政府閣僚が結集した。この閣僚会合は全面ガラス張りのにわか仕立ての“温室”のようなKibokoの部屋で行われ、閣僚級会合の出席者は特ダネとなる速報待ちの夜番担当者を手配したNGOやその他の“交渉ウォッチャー”の監視の的となった。あるNGO代表は「ガラス窓は少なくとも‘透明性’の向上に役立っているね」と冗談を言っていた。一方、その他の小グループの交渉団は夕方個人別案件について対応すべくGigiri近くで作業を行った。

それでも、金曜日の午前12時40分の時点でも最終的な決着が得られるという兆しが見られず、閣僚らはベラルーシ提案について思案を重ねていた。また、先の9条に関する議論では、附属書I 締約国の高官が非附属書I 締約国の約束について神経に障るような発言を行ってから気まずい雰囲気となってしまったとの噂が入った。

ENB SUMMARY AND ANALYSIS: COP 12 及び COP/MOP 2のEarth Negotiations Bulletin のサマリーと分析は
2006年11月20日（月）に下記のサイトで掲載予定。

<http://www.iisd.ca/climate/cop12/>

NEDO からの委託により GISPRI 仮訳